

第1章 計画の前提

1. 計画の背景と目的
2. 緑の基本計画とは
3. 計画の位置づけ
4. 緑の機能
5. 対象とする緑



火の山公園

1. 計画の背景と目的

前計画の「下関市緑の基本計画（みどりーむ）」が、合併前の平成11年3月に旧下関市で策定され、既に10年以上が経過しました。

この間に、平成17年の1市4町の合併による市域の拡大や急速な人口減少（平成12年301,097人から平成22年280,947人へ7%減少）をはじめとして、本市をとりまく社会・経済環境は大きく変化しました。

今後も急速な人口減少は続き、平成37年には約24万人、平成47年には約21万人となることが予想されます。

従来のように、大きな人口増加や経済成長が見込めない状況の中、公園・緑地の整備水準や管理体制のあり方等を明確にすることにより、市民サービスの向上と財政・事務効率化が急務であり、そのため、これら上位計画に即し、全市を対象とした新たな緑の基本計画を策定するものです。

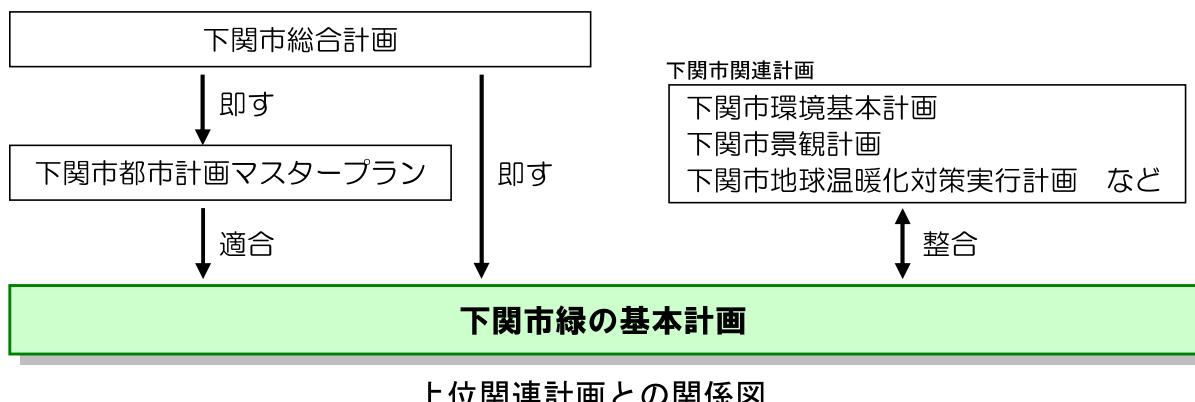
2. 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条にもとづき策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、緑豊かなまちづくりを市民・企業・行政・専門家の協働により、計画的に推進するための指針となるものです。

そのため、この計画は緑の目標や方針など、緑に関する事柄を幅広く明示するものとなります。

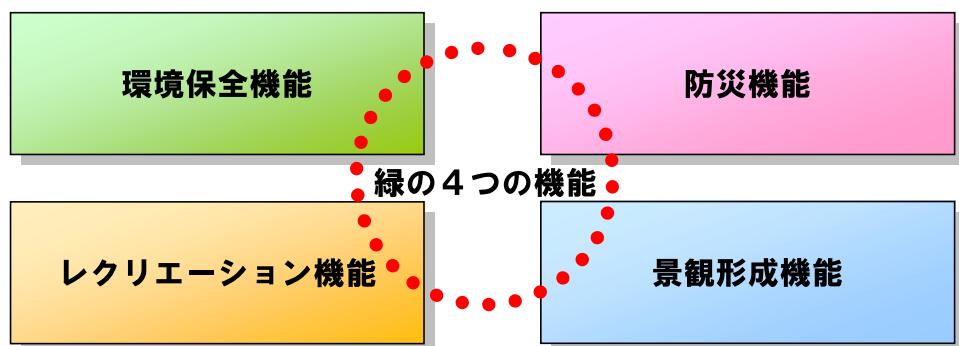
3. 計画の位置づけ

本計画は、下関市総合計画に即するとともに、「下関市都市計画マスタープラン」に適合するほか、「下関市環境基本計画」や「下関市景観計画」、「下関市地球温暖化対策実行計画」などと整合したものとなっています。



4. 緑の機能

都市における緑の主な機能として、環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観形成機能の4つの機能があります。



(1) 環境保全機能

樹木等の植物は、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収や緑の蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、騒音・振動の緩和等、良好な都市環境を形成する機能を持っています。

また、樹林地や河川、公園等は、野生生物の生育地・生息地の拠点となり、健全な生態系の基盤となります。

(2) 防災機能

公園、街路樹、樹林地等の緑は、火災の延焼防止帯や避難場所・避難路等として、防災の機能を持っています。

また、防風林や防潮林、防砂林としての機能もあり、都市の安全性・防災性を高めています。

(3) レクリエーション機能

自然とのふれあいや運動・遊びなど、様々なレクリエーション活動を楽しむ場所となります。また、木陰や小鳥のさえずりなどは、都市生活を営む上で必要な安らぎや充足感を与えてくれます。

(4) 景観形成機能

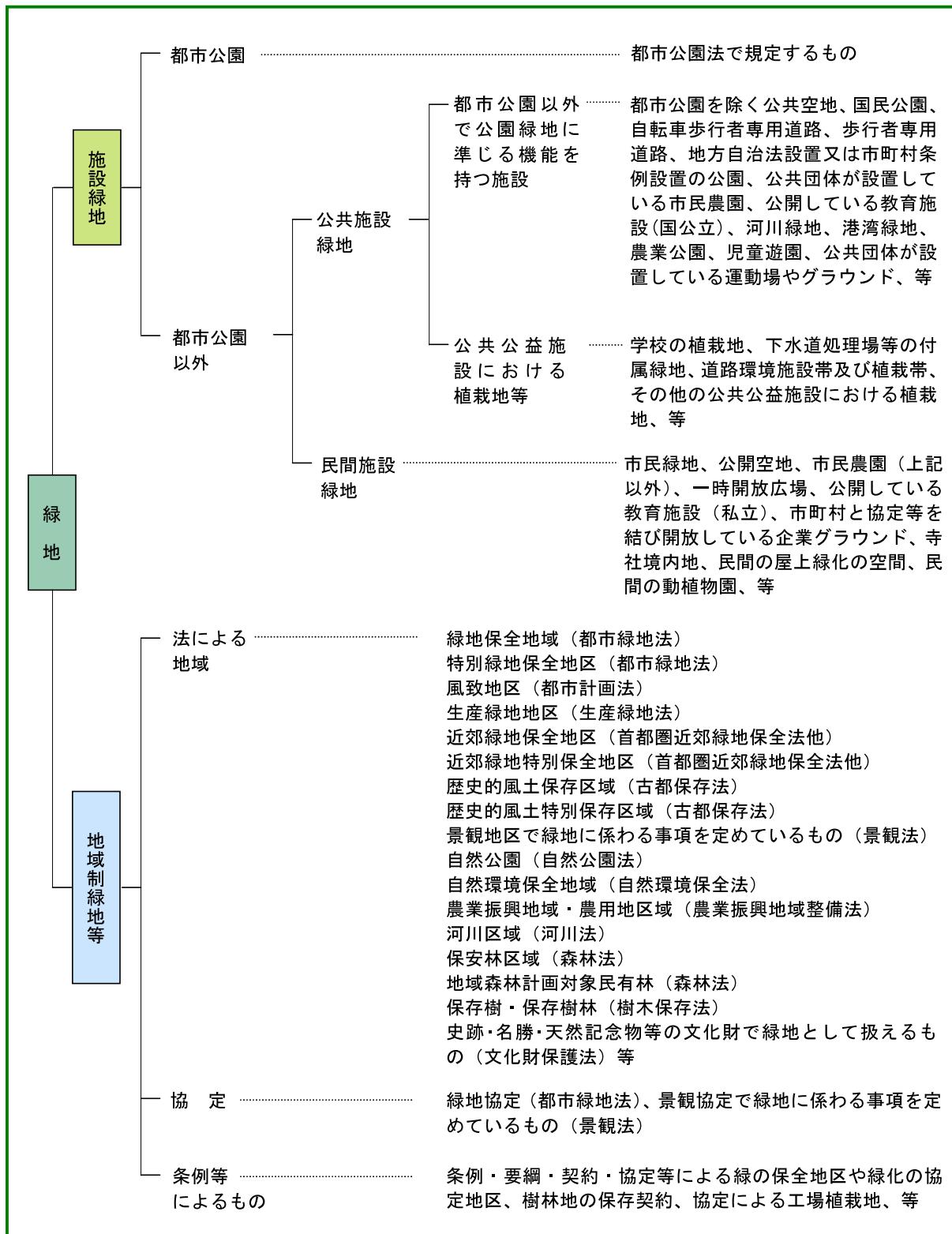
地域の自然特性や歴史・文化を備えた個性ある景観は、人々に誇りと愛着を抱かせ、ふるさと意識の醸成やコミュニティの形成等に大きく寄与します。

また、緑のある景観は、季節の移り変わりを感じさせ、人工的な都市空間にうるおいややわらかさを与えるなど、美しい景観を形成する機能を持っています。

5. 対象とする緑

都市公園や公共施設の緑地のみならず、住宅の植栽地や工場の緑地などの民間施設の緑地、農地や森林などの緑の地域も計画の対象とする緑とします。

■ 緑の定義



出典：新編 緑の基本計画ハンドブック ((社)日本公園緑地協会発行) をもとに作成